

横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）及び 横浜市国民保護計画の修正等について

本年度見直しを進めてきました、「横浜市防災計画（風水害対策編・都市災害対策編）」及び「横浜市国民保護計画」につきまして、平成 26 年 1 月 28 日に開催された「横浜市防災会議」及び「横浜市国民保護協議会」において、修正内容が審議され、それぞれの修正が承認されましたので報告します。

1 各計画の修正点

(1) 横浜市防災計画（詳細は別紙 1 参照）

ア 風水害対策編

- ① 地下街、要援護者施設及び大規模工場等の浸水防止・避難確保等の取組強化
- ② 特別警報発表時における市の対応体制や市民周知等の対応
- ③ 自宅内の安全な場所に避難するなどの安全確保措置の発令
- ④ 火山災害対策の新設（市の対応体制、火山灰処理、市民啓発・広報など）

※火山災害対策新設のため、計画名称を「風水害等対策編」に変更

イ 都市災害対策編

放射性物質災害対策の見直し（避難等の防護措置、飲食物の摂取制限など）

(2) 横浜市国民保護計画（詳細は別紙 2 参照）

国の「国民の保護に関する基本指針」の改正に伴う変更（J アラート等の情報通信体制の確保など）

※国民保護計画の変更については、国民保護法の規定により、2月21日の市会本会議において報告します。

2 新計画の運用開始

平成 26 年 4 月 1 日

3 今後の取組

「広報よこはま」や市ホームページなどで、計画の修正内容についての広報や周知を進めます。

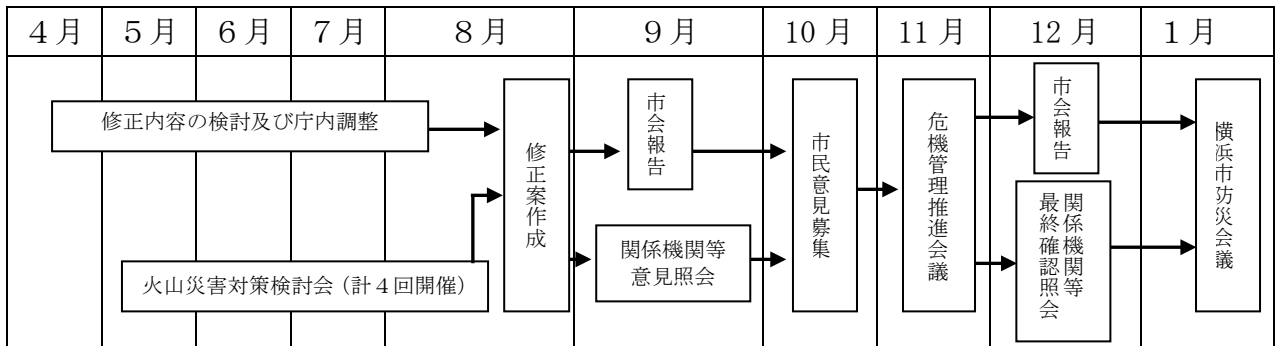
また、特別警報が発表された場合の対応行動や、火山災害に関する知識・対処方法など、市民等が自らの身を守る、又は被害を軽減するため必要な事項等の周知・啓発も進めます。

横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の修正について

防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」について、災害対策基本法等の法改正や国の指針等の改正、24年度の防災計画「震災対策編」の修正などを踏まえ、その内容をそれぞれの計画に反映させました。

また、火山災害への対応について、国の検討会における提言が示され、本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合、火山灰による影響が予測されていることから、火山災害対策を防災計画へ新たに位置付けました。

1 これまでの経過



2 各計画の主な修正内容等

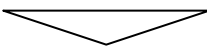
(1) 防災計画「風水害対策編」の修正

ア 修正のポイント

- (ア) 水防法の改正内容の反映
事業所等の浸水防止等の取組強化 など
- (イ) 気象業務法の改正内容の反映
特別警報の導入
- (ロ) 災害対策基本法等の改正
情報伝達手段等の多様化・多重化、屋内待避等の安全確保に関する措置の導入
- (ハ) 火山災害対策の新設
火山灰（降灰）への対策を規定

イ 水防法の改正に伴う浸水想定区域内における事業者等の浸水防止等の取組強化

法改正の主な内容
① 浸水防止措置等の取組を実施する事業所等に大規模工場等を追加（申出があった場合のみ）
② 地下街等に対する浸水防止等の取組に係る義務事項の追加
③ 災害時要援護者施設、大規模工場等に対する努力義務事項の追加



修正概要

① 区から洪水予報等を伝達する事業所等に地下街等、要援護者施設のほか、大規模工場等を追加

- ・ 大規模工場等の用途・規模は条例で規定
- ・ 条例の規模等に該当する事業所等は大規模工場として申出ることが可能
- ・ 申出を行った事業所等に対しては、防災計画に名称及び所在地を定め、区から洪水予報等を直接伝達することを規定

② 浸水防止計画等の作成、訓練実施及び自衛水防組織の設置を事業者等の措置事項として追加

	地下街等	災害時要援護者施設	大規模工場等 (申出のあった施設のみ)
事業所への措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
事業所の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達

※アンダーラインが今回追加されたもの

- ・ 上記の措置事項に加え、各事業者が計画の作成・変更及び自営水防組織の設置・変更を行った場合は、市に報告を実施することを規定
- ・ 市は事業所等の取組に対し、必要な指導等を実施することを規定
- ・ 地下街等の所有者等が計画を作成しない場合、必要な指示を行うこと及び指示に従わない場合はその旨を公表できる旨を規定

ウ 気象業務法の改正に伴う気象等に関する新たな「特別警報」の運用開始

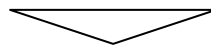
法改正の主な内容

- ① 50年に一度の大雨等が予想される時に発表する「特別警報」を新設
- ・ 特別警報は、警報の基準をはるかに超え、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表
 - 特別警報の基準に該当する過去の事例
 - ・ 平成24年7月 九州北部豪雨（死者・行方不明者32人）
 - ・ 昭和34年 伊勢湾台風（死者・行方不明者5千人以上）
- ② 市町村に対する「特別警報」の周知の措置の義務化
- ・ 特別警報が発表された場合、市町村長は直ちに公衆等に周知する措置をとることが規定

修正概要	
①	特別警報発表時における本市の配備体制を新たに規定 ・ 市域を対象とする特別警報が発表された場合、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、職員の配備・動員等所要の措置をとることを規定
②	市町村に義務付けられた「市民への周知の措置の実施」を規定 ・ 特別警報が発表された場合、市はあらゆる手段をもって周知の措置を実施し、合わせて「直ちに命を守る」行動をとるよう広報を行うことを規定

エ 災害対策基本法等の改正に伴う修正

法改正の主な内容	
①	情報伝達・広報手段の多重化・多様化 ・ さまざまな状況にある住民に対し、何らかの形で情報を得ることができるよう情報伝達手段の多重化・多様化を図ることが必要
②	状況に応じた適切な安全確保に関する措置の指示 など ・ 従来の避難は、屋外への立ち退きによる避難のみ規定 ・ 状況によっては屋外への避難を行うことでかえって避難中に被災する場合も ・ 過去の災害の教訓を踏まえ、「屋内での待避等の安全確保措置」が新たに規定 ・ 住民の行動としては、主に自宅等の屋内に留まることのほか、近くの建物の2階以上への移動（垂直避難）を想定



修正概要	
①	市民等への情報提供及び広報の手段として、ICT技術等を活用した手段を追加 ・ 避難に関する情報などを市民に確実に伝達できるよう、従来の広報手段のほか、ソーシャルネットワーキングサービスや緊急速報メール等を追加 ・ 市の情報収集・伝達手段の整備についても多重化・多様化を図り、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備について規定
②	「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の発令を明確に規定 など ・ 屋外に出るとかえって危険な状況となる場合に実施 ・ 避難勧告等と同様、市本部長又は区本部長が指示を発令

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">屋外(避難場所等)への避難指示等</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">避難準備情報</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">避難勧告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">避難指示</td></tr> </table>	避難準備情報	避難勧告	避難指示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ○既に浸水が始まっている ○夜間で足元が良く見えないなど <u>屋外に出るとかえって危険な場合</u> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 屋内での待避等の安全確保措置の指示<市長又は区長が発令> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○自宅の安全な場所 ○近隣の2階以上の場所等 へ避難し、身の安全を確保 </div>
避難準備情報					
避難勧告					
避難指示					

オ 防災計画「風水害対策編」への火山災害対策の新設

国の「広域的な火山防災対策に係る検討会」などにおいて、国や自治体を実施すべき事項などについて提言が示され、また、本市においても、富士山等で大規模な噴火が発生した場合は、火山灰による大きな影響が発生することが予想されることから、防災計画へ新たに位置付けました。

なお、今後も、国は、より具体的な検討を進めるとしていることから、その検討結果等が示された場合は、適宜修正を行います。

想定する火山噴火及び主な影響
① 富士山の大規模噴火（1707年宝永噴火をモデル）を想定 <ul style="list-style-type: none">・本市には火山灰の到達が予測・国等が策定した「富士山火山防災マップ」によると、本市域内の火山灰の層厚は10 cm前後・本市全体の降灰量は、約5,800万m^3
② 多量の降灰により、都市基盤等を中心に大きな影響が発生 <ul style="list-style-type: none">・道路や線路への堆積による交通機関の運行停止や道路の通行止・上下水道施設における水質変化や管路のつまり・電柱等の漏電による停電(湿った火山灰は導電性があるため)・眼や喉の痛みなど健康への影響 など

計画に定める内容

① 噴火や降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制 降灰状況や関係機関等からの情報(噴火警戒レベル、降灰予報等)等を総合的に勘案して、市本部等を設置
② 道路、鉄道、上下水道等の円滑な復旧に向けた対策 早期の市民生活復旧等のため、各施設管理者による事前及び事後の降灰対策を規定
③ 建物・施設等における降灰への対応 所有者・管理者等が除灰を実施 など
④ 火山灰の除去・収集・運搬・処分等の実施 <ul style="list-style-type: none">・宅地からの排出方法、集積場所、運搬手段、処分方法等について規定・仮置き場として、空地・未利用地を利用すること、国等と連携した最終的な処分場の確保などについて規定
⑤ 火山災害への備え等についての広報・啓発の実施 火山灰の影響、除灰方法、ライフライン停止等に備えた備蓄、自動車の運転や外出の自粛、マスク等保護具の活用など
⑥ 関係事業者等との協定締結などの推進 建設・道路関係事業者や他都市等との協定締結などを推進し、除灰のための資機材や人員を確保

※「風水害対策編」に火山災害対策を規定することから、計画名称を、「風水害等対策編」に変更

(3) 防災計画「都市災害対策編」(放射性物質災害対策)の修正

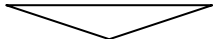
「都市災害対策編」は、豪雨や地震などの自然現象以外で、大規模な火災、爆発、その他の事故により、局地的ではあっても社会的に大きな影響を及ぼす災害への対策について定めています。具体的には、地下街等における大規模な火災、高圧ガスや毒劇物など危険物等の災害、海上、鉄道、航空機等の災害、放射性物質災害、不発弾等の処理などへの対応を定めています。

ア 修正のポイント

今回の修正では、東京電力福島第1原発での事故を受けた、国の「防災基本計画」の修正や「原子力災害対策指針」の策定などを踏まえ、また、本市の放射線対策本部の活動内容等を計画に反映させるため、主に「放射性物質災害対策」について修正を行いました。

イ 修正内容

修正理由
① 国が新たに策定した「原子力災害対策指針」等の反映
② 本市が実施した放射線対策本部での活動内容等の反映



修正概要													
① 屋内退避・避難等の防護措置実施の基準・要領等の変更													
<p>《現行計画》 屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量を実効線量[※]で判断</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><small>ミリシーベルト</small></p> <p>◆屋内退避：10～50 m S v</p> <p>◆避難：<small>ミリシーベルト</small> 50 m S v</p> <p><small>※実効線量：人体が放射線を受けたときの影響を考慮して算出する放射線量</small></p>	<p>《新計画》 国等の緊急時モニタリングの結果などを踏まえた空間放射線量率[※]で判断</p> <p>◆避難(数時間以内)： <small>マイクロシーベルト</small> 500 μ S v/h (0.5 m S v/h) (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p> <p>◆一時移転(1週間を目途)： <small>マイクロシーベルト</small> 20 μ S v/h (0.02 m S v/h)</p> <p><small>※空間放射線量率：空間に存在する放射線の単位時間あたりの量</small></p> <p style="text-align: center;"><small>※1 mSvは、1,000 μSv</small></p>												
<p>《流れイメージ》 緊急時モニタリング等で 500 μ Sv/h が検出された場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現行計画</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">事故発生 (500 μ Sv/h 検出)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新計画</td> <td style="text-align: center;">事故発生 (500 μ Sv/h 検出)</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">直ちに、避難等を判断</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		現行計画	事故発生 (500 μ Sv/h 検出)	⇒	事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測	⇒	一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断	新計画	事故発生 (500 μ Sv/h 検出)	⇒	直ちに、避難等を判断		
現行計画	事故発生 (500 μ Sv/h 検出)	⇒	事故の態様等から、今後の放射線量等を計算・予測	⇒	一定以上の実効線量と判断される場合は、避難等を判断								
新計画	事故発生 (500 μ Sv/h 検出)	⇒	直ちに、避難等を判断										

② 汚染スクリーニング(汚染検査)及び除染要領等の見直し

国からの指示に基づき、県等が実施する各種のスクリーニング、基準値を超えた場合の除染、医療処置などへの支援及び実施等について、より明確に規定しました。

《現行計画》

仮救護所において、スクリーニング及び除染を実施

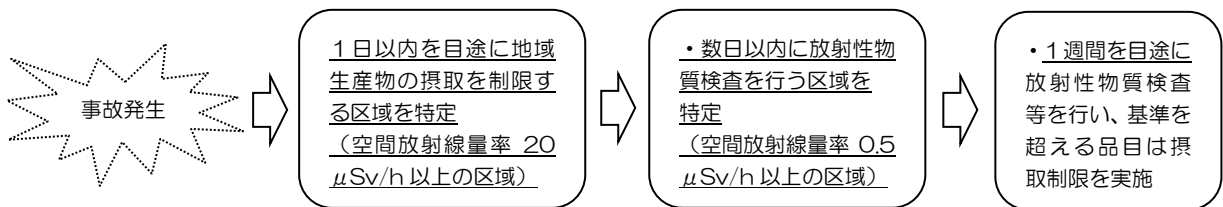


《新計画》

- ◆事故の規模や国からの指示などを踏まえ実施
- ◆主として、避難者を対象
- ◆体表面汚染・甲状腺・物品スクリーニングを実施
- ◆除染は、国の示す基準に基づき実施

③ 飲食物等の摂取制限を行う基準等の明確化

現行計画では、主に汚染飲食物の摂取制限に関する措置内容のみを定めていますが、国の基準、指示を踏まえ、地域生産物の摂取を制限する区域の特定や放射性物質検査の結果等に基づく飲食物の品目ごとの摂取制限等を実施することを新たに規定しました。



※アンダーライン部分が今回追加したもの

④ 汚染地域の除染や被災者等への支援など、災害復旧対策(中長期的な対策)の充実

《原子力事業者の措置》

災害を発生させた原子力事業者は、モニタリング、除染等に必要となる資機材や要員の派遣などの措置を講ずる義務があることを明記しました。

《健康評価の実施》

被ばくによる健康影響に加え、長期間の避難等による心身の影響も含めた健康評価を必要に応じて実施することを新たに規定しました。

⑤ 学校、公園、水道水、食品等の放射線量測定等の強化

応急対策として、大気中の放射線量測定のほか、保育所、幼稚園及び小中学校等の園・校庭、公園、プール、市民利用施設等については放射線量測定を、水道水、農産物等については放射性物質検査を実施することを明確に規定しました。

⑥ 「マイクロスポット」への対応

雨水などにより、ごく局所的に空間放射線量が高まる「マイクロスポット」について、放射線量測定や除去などの対応を新たに規定しました。

(4) 各計画への防災計画「震災対策編」の修正内容の反映

24年度、全面的な見直しを行った防災計画「震災対策編」の修正内容の反映も行いました。
(自助・共助による防災力の強化促進、市災害対策本部の機能強化など)

3 今後の予定

「広報よこはま」や市ホームページなどを活用し、市民及び関係機関等に対し修正内容等についての周知を進め、来年度（平成26年4月1日）から新計画の運用を開始する予定です。

また、特別警報が発表された場合の対応行動や、火山災害に関する知識・対処方法など、市民等が自らの身を守る、又は被害を軽減するため必要な事項等の周知・啓発も進めます。

横浜市国民保護計画の変更概要

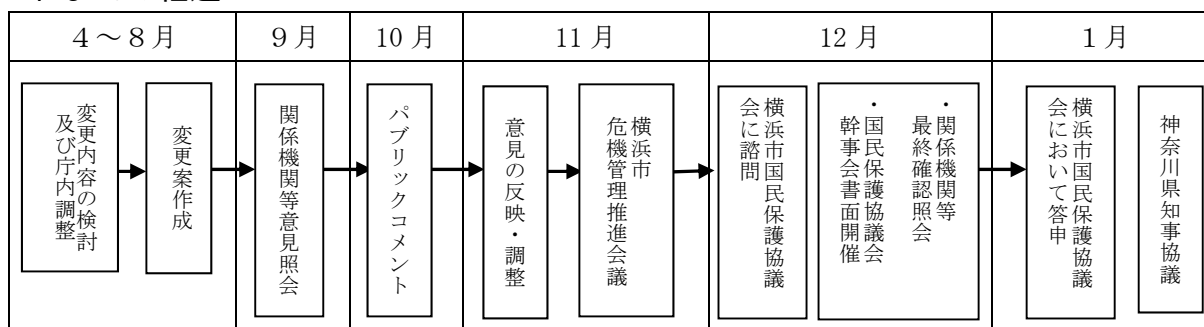
国民保護計画について、国の「国民の保護に関する基本指針」の改正、24年度の防災計画「震災対策編」の修正などを踏まえ、必要な部分の変更を行いました。

1 趣旨

国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村及び関係機関等と連携・協力して、警報の伝達、住民の避難や救援等を迅速・的確に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最少にすることを目的としています。本市では平成18年11月に策定しました。

昨年度の国の「国民の保護に関する基本指針」の改正や横浜市防災計画の修正を踏まえた変更をしたものです。

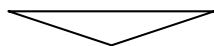
2 これまでの経過



3 主な変更内容等

(1) 国の「国民の保護に関する基本指針」の改正に伴う変更

「国民の保護に関する基本指針」の主な改正内容
<p>情報通信体制の確保</p> <p>国の警報等の伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net: エムネット)、全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート) が追加</p>



変更概要
<p>警報等の情報伝達手段としてエムネット、Jアラートを計画に明記</p>

※緊急情報ネットワークシステム (Em-Net : エムネット)

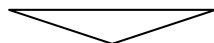
国と都道府県・市町村が、行政用専用回線で必要な情報を送受するシステムです。メッセージを迅速・確実に伝達することができます。

全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート)

弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、総務省消防庁から人工衛星を用いて瞬時に送信されるシステムです。

(2) 過年度に修正した横浜市防災計画「震災対策編」との整合

防災計画「震災対策編」の修正内容の反映
平成 24 年度、全面的な見直しを行った防災計画「震災対策編」の修正内容の反映も行いました。



変更概要
<ul style="list-style-type: none">・ 市対策本部に複数局を統合した、本部運営チーム、医療調整チーム及び物資チームなどの 17 の機能別チームを新設・ 広報手段の追加（緊急速報メール、インターネット等） など

(3) 横浜市・国・神奈川県・関係機関の機構改革に伴う名称変更及び追加

- ・ 消防局危機管理室 → 総務局危機管理室
- ・ 経済観光局 → 経済局、文化観光局
- ・ 郵便事業株式会社 → 日本郵便株式会社 など

(4) 文言整理

- ・ 災害医療拠点病院 → 災害拠点病院 など

4 今後のスケジュール

市民及び関係機関等に対し変更内容等についての周知を進め、平成 26 年 4 月 1 日から新計画の運用を開始します。

横浜市記者発表資料

平成 26 年 2 月 9 日
総務局危機管理室

暴風雪、大雪警報発表（平成 26 年 2 月 8 日）に伴う対応等について【最終報】

※ 下線は、第 4 報との変更箇所

1 市災害対策警戒体制の確立状況

警戒体制確立日時 平成 26 年 2 月 7 日（金） 17 時 07 分
（市警戒本部への移行 平成 26 年 2 月 8 日（土） 10 時 55 分）

2 市災害対策警戒本部の設置及び廃止状況

設置日時 平成 26 年 2 月 8 日（土） 10 時 55 分（※区災害対策警戒本部設置 全区）

3 被害状況

- (1) 人的被害（1 件）
軽症 80 歳代男性（除雪中の転倒により左手首骨折）
- (2) 住家被害
なし
- (3) 非住家被害
なし
- (4) その他被害（積雪による通行止め：10 件）
 - ・ 鶴見区東寺尾五丁目
 - ・ 鶴見区下末吉五丁目
 - ・ 西区東久保町
 - ・ 西区西戸部町 2 丁目 藤棚町から西戸部町間
 - ・ 西区紅葉ヶ丘
 - ・ 磯子区磯子三丁目
 - ・ 磯子区新森町
 - ・ 港北区新横浜三丁目 ワールドカップ大橋
 - ・ 栄区笠間一丁目 笠間橋
 - ・ 栄区飯島町 飯島橋

4 その他

- (1) 最大積雪量 8 日（土）20 時現在 16cm（気象庁発表）
- (2) 気象警報・注意報の発表等
 - ア 大雪、風雪、波浪、着雪注意報 7 日（金）17 時 07 分発表
 - イ 暴風雪、大雪警報（波浪、着雪注意報は継続） 8 日（土）10 時 55 分発表
- (3) 気象警報・注意報の解除等
暴風雪警報、大雪警報、着雪注意報の解除 8 日（土）23 時 49 分発表
（波浪注意報の継続、強風注意報の発表）
- (4) 配備人員等
総配備人員 1,418 人（区配備人員 432 人、局配備人員 986 人）

【参考】

1 高速道路等の交通規制の状況（9日 7時20分現在）

- (1) 首都高速道路の通行止
- ・ 湾岸線 東扇島 から 並木間
 - ・ 大黒線 全線
 - ・ 横羽線 みなとみらい から 石川町JCT
 - ・ 狩場線 本牧JCT から 狩場
- (2) 横浜横須賀道路の通行止
- ・ 本線 新保土ヶ谷 から 馬堀海岸間
 - ・ 金沢支線 並木 から 釜利谷JCT

2 降雪による救急取り扱い件数 68件（9日 7時00分現在：消防局）

＜内訳＞

- ・ 重症：1件（男性 1人、女性 0人）
- ・ 中等症：18件（男性 11人、女性 8人）
- ・ 軽症：49件（男性 23人、女性 23人）

※救急事案に関する問合せは、消防局司令課 TEL：045-334-6742

お問合せ先
総務局危機管理室緊急対策課担当課長 三原 光明 Tel 045-671-2169

大雪警報発表（平成26年2月14日）に伴う対応等について【最終報】

下線は、第5報との変更箇所

1 市災害対策警戒体制の確立状況

警戒体制確立日時 平成26年2月13日（木）21時43分
（市警戒本部への移行 平成26年2月14日（金）16時44分）

2 市災害対策警戒本部の設置及び廃止状況

設置日時 平成26年2月14日（金）16時44分
※ 区災害対策警戒本部設置・・・全区
廃止日時 平成26年2月15日（土）15時30分

3 被害状況

(1) 人的被害（5件）

- ・ 軽症 60歳代女性（除雪中の転倒により前頭部挫傷）
- ・ 軽症 80歳代女性（除雪中の転倒により頭部外傷）
- ・ 軽症 70歳代女性（除雪中の転倒により左上腕骨骨折及び頭部打撲挫傷）
- ・ 軽症 30歳代男性（乗用車を押していたところ転倒により右肩脱臼）
- ・ 軽症 30歳代女性（店舗の軒の破損により右足関節挫傷及び左膝擦過傷）※1

(2) 住家被害（1件）

- ・ 鶴見区鶴見一丁目 ベランダ一部破損 ※2

(3) 非住家被害（2件）

- ・ 神奈川区新浦島町 倉庫の倒壊 ※3
- ・ 南区通町四丁目 店舗の軒の破損 ※1

(4) その他被害（47件）

ア 積雪等による通行止め

- ・ 鶴見区大黒ふ頭 大黒大橋
- ・ 保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目 ビール坂
- ・ 磯子区磯子三丁目 プリンズ坂
- ・ 磯子区森一丁目 環状二号線森支線
- ・ 港北区新横浜三丁目 ワールドカップ大橋
- ・ 緑区長津田五丁目 長津田地下道
- ・ 栄区笠間一丁目 笠間橋
- ・ 栄区飯島町 飯島橋
- ・ 泉区下飯田町 一般市道（倒木による）
- ・ 瀬谷区瀬谷四丁目 環状四号瀬谷跨線橋

イ その他

- ・ 鶴見区鶴見一丁目 フェンス破損 ※2
- ・ 鶴見区鶴見一丁目 電線切断 ※2
- ・ 鶴見区鶴見一丁目 防犯灯支柱破損 ※2
- ・ 鶴見区平安町二丁目 カーポート破損
- ・ 鶴見区東寺尾二丁目 カーポート破損
- ・ 鶴見区馬場二丁目 カーポート破損 ※4
- ・ 鶴見区馬場二丁目 車両破損 ※4
- ・ 神奈川区西寺尾一丁目 カーポート破損 ※5
- ・ 神奈川区西寺尾一丁目 車両破損 ※5
- ・ 神奈川区西寺尾一丁目 フェンス破損 ※5
- ・ 神奈川区片倉五丁目 カーポート破損 ※6

・ 神奈川区片倉五丁目	車両破損	※6
・ 神奈川区新浦島町	車両破損	※3
・ 中区本牧町一丁目	カーポート破損	※7
・ 中区本牧町一丁目	車両二台破損	※7
・ 南区南太田三丁目	NTT柱倒壊	
・ 港南区芹が谷四丁目	アーケード屋根破損	
・ 港南区港南台一丁目	屋根破損	
・ 港南区港南台六丁目	カーポート破損	※8
・ 港南区港南台六丁目	車両破損	※8
・ 旭区今宿町	ブロック塀破損	※9
・ 旭区今宿町	車両破損	※9
・ 磯子区岡村三丁目	カーポート破損	
・ 磯子区洋光台一丁目	カーポート破損	
・ 磯子区洋光台六丁目	カーポート破損	
・ 港北区岸根町	カーポート破損	※10
・ 港北区岸根町	車両二台破損	※10
・ 緑区東本郷二丁目	カーポート破損	※11
・ 緑区東本郷二丁目	車両破損	※11
・ 緑区長津田一丁目	カーポート破損	※12
・ 緑区長津田一丁目	車両破損	※12
・ 緑区鴨居五丁目	屋根破損	
・ 緑区いぶき野	降雪による鉄道架線切断	
・ 青葉区奈良町	屋根倒壊	
・ 瀬谷区瀬谷六丁目	カーポート破損	※13
・ 瀬谷区瀬谷六丁目	車両破損	※13

ウ 停電

- ・ 神奈川区三枚町 97戸（降雪による電線の破損のため）

※1は積雪による店舗の軒の破損による同一案件

※2は積雪に伴う木の枝折損による同一案件

※3は積雪に伴う倉庫倒壊による同一案件

※4は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※5は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※6は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※7は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※8は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※9は積雪に伴う倒木による同一案件

※10は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※11は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※12は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

※13は積雪に伴うカーポート破損による同一案件

4 その他

(1) 最大積雪量 2月15日（土）1時00分現在 28cm（気象庁発表）

(2) 気象警報・注意報の発表等

ア 大雪、風雪、着雪注意報

13日（木） 21時43分発表

14日（金） 16時44分解除（風雪、着雪注意報は継続）

15日（土） 4時24分解除（風雪、着雪注意報）

- イ 波浪注意報
14日（金） 5時25分発表
- ウ 大雪警報
14日（金） 16時44分発表
15日（土） 4時24分解除
- エ 大雨、雷、強風、洪水注意報
15日（土） 4時24分発表

(3) 配備人員等

総配備人員 1,209人（区配備人員 388人、局配備人員 821人）

【参考】

「積雪に関連する転倒などの救急取扱い件数」

・総数 : 67件（15日14時00分現在：消防局）

<内訳>

- ・重症：1件（男性 1人、女性 0人）※生命の危険の可能性のあるもの
- ・中等症：20件（男性 12人、女性 8人）※生命の危険はないが入院を要するもの
- ・軽症：46件（男性 23人、女性 23人）※入院を要しないもの

※ 救急事案に関する問合せは、消防局司令課 TEL：045-334-6742

お問合せ先
総務局危機管理室危機管理課長 新藤 信孝 Tel 045-671-2062